○厚生労働省令第七号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等	第三章　身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
第一節　対象障害者の雇用義務等（第四条の十四―第十四条）	第一節　身体障害者又は知的障害者の雇用義務等（第四条の十四―第十四条）
第二節　（略）	第二節　（略）
第三節　削除	第三節　精神障害者に関する特例（第三十三条）
第四節　対象障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）	第四節　身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）
第五節　（略）	第五節　（略）
第四章・第五章　（略）	第四章・第五章　（略）
附則	附則
第三章　対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等	**第三章**　身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
第一節　対象障害者の雇用義務等	**第一節**　身体障害者又は知的障害者の雇用義務等
（対象障害者の雇用に関する状況の報告）	（身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告）
第八条　法第四十三条第七項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における対象障害者（法第三十七条第二項に規定する対象障害者をいう。以下同じ。）の雇用に関する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長に報告しなければならない。	**第八条**　法第四十三条第七項に規定する事業主は、毎年、六月一日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（第一条の四第一号に掲げる者に限る。第九条第二項、第十五条第二項、次節第二款、第五節及び第四十五条第一項において同じ。）の雇用に関する状況を、翌月十五日までに、厚生労働大臣の定める様式により、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長に報告しなければならない。
（対象障害者の雇入れに関する計画）	（身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）
第九条　法第四十六条第一項の対象障害者の雇入れに関する計画（以下第十一条までにおいて「計画」という。）には、次の事項を含むものとする。	**第九条**　法第四十六条第一項の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画（以下第十一条までにおいて「計画」という。）には、次の事項を含むものとする。
一　（略）	一　（略）
二　雇入れを予定する労働者の数及びそのうちの対象障害者の数	二　雇入れを予定する労働者の数並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者の数
三　対象障害者である労働者の雇入れを予定する事業所の名称及び所在地並びに当該事業所ごとの雇入れを予定する労働者の数及びそのうちの対象障害者の数	三　身体障害者である労働者又は知的障害者である労働者の雇入れを予定する事業所の名称及び所在地並びに当該事業所ごとの雇入れを予定する労働者の数並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者の数
四　計画の終期において見込まれる労働者の総数及びそのうちの対象障害者の数	四　計画の終期において見込まれる労働者の数並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者の数
（削る）	2　法第七十一条第五項の規定に基づき作成する計画についての前項の規定の適用については、同項第二号中「及び知的障害者」とあるのは「、知的障害者及び精神障害者」と、同項第三号中「又は知的障害者である労働者」とあるのは「、知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者」と、「及び知的障害者」とあるのは「、知的障害者及び精神障害者」と、同項第四号中「及び知的障害者」とあるのは「、知的障害者及び精神障害者」とする。
2　計画の作成の命令は、文書により行うものとする。	3　計画の作成の命令は、文書により行うものとする。
（計画の実施状況の報告）	（計画の実施状況の報告）
第十一条　事業主は、計画の期間が満了したときは、第九条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての計画の終期における状況を、当該計画の期間が満了した日	**第十一条**　事業主は、計画の期間が満了したときは、第九条第一項第二号から第四号まで（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項についての計